

平成24年度

— 第16回（定例・臨時） —

## 教育委員会会議録

開 会	平成25年 1月31日	午前 午後	2時30分			
閉 会	平成25年 1月31日	午前 午後	3時34分			
会議場所	教育委員室					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	出
	森本哲次	出	藤井宣夫	出	富岡将人	出
議事録署名	教育委員長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容	結 果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県立中学校の設置について</p> <p>報告事項 1 体罰について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p>
<p>○松村委員長「ただ今から、平成24年度第16回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員が出席で、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>○松村委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「お手元に配布の前回定例教育委員会会議録について、前回ご出席の各委員は内容をご確認ください。」</p> <p>「ご承認を頂けますでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	<p>承 認</p>
<p>議決事項 1 奈良県立中学校の設置について</p>	
<p>○松村委員長「議決事項 1 について説明願います。」</p> <p>○教育長「11月29日の第13回定例教育委員会で、奈良県立青翔高等学校への併設型中学校設置協議会についてご承認いただいたところですが、奈良県立中学校を設置するに伴い、奈良県立高等学校等設置条例の改正を予定しております。これまで開催された設置協議会の概要と併せまして、吉田教育次長よりご説明いたします。」</p> <p>○吉田教育次長「昨年、理数科単独校で、国のスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けております青翔高等学校に県立中学校を設置することを発表させていただきました。定例教育委員会においても設置協議会の設置についてご承認いただいたところですが、この併設型中学校設置協議会をこれまで2回開催させていただきました。その概要をご説明いたします。まず校名ですが、青翔高等学校に設置することから青翔中学校がふさわしいのではないかという意見でありました。学級規模は1クラス40名で募集してはどうか。選考日程・選考方法・教育課程については第3回の設置協議会でさらに審議を深めてまいります。選考の日程等については、大学の入試センター試験の日程が本年は1月19日・20日で実施されています。その後に中学校の入試解禁日がもうけられておりますので、その後に実施するのがふさわしい。また、小学校への授業の配慮から土・日曜日に実施する。また発表は郵送・インターネットでは出来ないかといった意見も出ております。選考の方法については、適性検査、面接をしてはどうかといった意見もありました。公立中学校となりますので、適性検査という趣旨を守り、過重な入試問題のようなものは避ける方が望ましいといった意見がありました。教育課程については大学進学に特化するのではなく、理数科に設置する趣旨を十分に酌んだ教育課程にしていくことが望ましいといった意見が出されました。</p> <p>本日の提案としましては、『奈良県立中学校を設置し、校名を奈良県立青翔中学校と定め、奈良県立青翔高等学校に併設し、平成26年4月1日に開校する。』こと、及び『中学校の入学料を2,200円とする。』という点についてです。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。その後2月定例県議会に提案される予定です。なお、設置協議会は第3回の会議をもって終了し、新年度には開校に向けての準備委員会を設置したいと考えております。」</p>	

## 議案及び議事内容

- 松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」
- 藤井委員「本日提案いただいた以外の教員組織等はまだ決まっていないのですか。」
- 吉田教育次長「今後、開校準備委員会の中で決めていくこととなります。学級数を決定し、仮に1学級40名とすると、その人数から教職員標準法により定数計算されて配置されることとなります。」
- 藤井委員「併設型ですので、高等学校があり中学校があるかと思うのですが、教員組織としては高等学校と中学校では別々となるのか、高等学校で一緒に対応するのかどちらで考えているのですか。」
- 吉田教育次長「校舎は共有しますので、中学校と高等学校では別組織では出来ないと考えています。高等学校の教員が中学校の免許を持っており対応するケースと、教科によっては中学校単独で配置することも併せて考える必要はあります。」
- 藤井委員「中学校の授業だけを受け持つ教員はいないということですか。」
- 吉田教育次長「当初は1クラスの予定ですが、年次が進みクラス数が増えていくと場合によっては中学校だけの授業を受け持つ教員も配置できるようになると思います。」
- 藤井委員「そのようになった場合、給料表が中学校と高等学校では違うので、そのような場合どうなるのか、そのあたりは検討されたりしているのでしょうか。」
- 教育長「制度的には給料表が違いますので、どこに配置されるかで決まってくるものです。高等学校と中学校の相互乗り入れですが、定数はそれぞれにありますので配置された先の給料表の適用になると思います。いずれクラス数が増えていくと、人事異動で公立中学校の教員が入ってきますので、主がどちらにあるのかで決めていきたいと思います。これから、開校準備委員会で検討いただくことになると思います。」
- 花山院委員「入学者選考の日程や入学者選考の方法については、県が持つ公立中学校となるので、地域の小学校や中学校への影響がこれまでと違うものが現れると思います。そのあたりを十分協議されておられるようですが、子どもたちのことを考える視点で検討いただきながら進めていきたいと思っています。子どもたちに過重な負担としないということと、中南部の学力を上げていくこととのせめぎ合いがあると思いますが、子どもたちが置き去りにならないように留意していただきたいです。」
- 佐藤委員「県立中学校は、組織として別の組織となるのですか。校長の配置はどのようになるのですか。」
- 吉田教育次長「組織としては別々ですが、校長は兼務することになると思います。和歌山県ではそのようになっています。」
- 森本委員「現在のところ1学年1学級40名で考えておられるようで、年次が進むと各学年に40人在籍することになると思いますが、青翔高等学校はスーパーサイエンスハイスクールということから理数の科目について高等学校の教育課程を中学校で実施することになるのでしょうか。それとも国語や社会といった他の科目もそのようにするのでしょうか。」
- 吉田教育次長「教育課程としては中学校は中学校の学習指導要領、高等学校は高等学校の学習指導要領で指導することになりますので、それを理数科に特化することは出来ませんが、中高一貫教育を推進してまいりますので、高等学校の数学や理科の一部分を中学校で学習するという特

## 議案及び議事内容

例がありますのでそれを実施することは可能です。内容すべては変更できませんが、高等学校での学習の一部を中学校で実施して、中・高で効率よく理数を学習することが出来るようになります。高等学校は理数科の専門学科ですので、25単位を理数科で学習するということとなります。」

○森本委員「では、他の科目についてはどうですか。また、将来的には各学年40名ということになっていく予定ですか。」

○吉田教育次長「中学校としては各学年40名の120名の学校となる予定です。」

○教育長「理数科の科目だけでなく、英語等も高等学校の一部を中学校で実施していくことは可能ですね。」

○吉田教育次長「理数科の科目だけしか先行して実施できないわけではありません。」

○教育長「理数科単独校ですので、それらの科目を先行して実施したいと考えていますが、他の科目も先行実施することは可能です。中高一貫教育のメリットは、中学校と高等学校の重なっている部分を合わせて実施することで、時間的余裕が生まれることですので、他の教科においても実施は可能です。」

○吉田教育次長「現在の検討は、理科と数学をどのように中学校で実施するのかの検討を行っているところです。」

○松村委員長「ほかにご意見はございませんか。協議会が今年度もう一度開催されるとのことですので、さまざまな意見が出ましたのを踏まえ、十分議論いただいて反映してください。」  
「よろしいでしょうか。提案いただいた件について、原案どおり議決してよろしいか。」

※ 各委員一致で可決

○松村委員長「議決事項1については可決いたします。」

### 報告事項1 体罰について

○松村委員長「報告事項1について報告願います。」

○教育長「大阪市立高等学校で体罰に係る重大な事案が発生していることを受け、本県においても体罰防止に向け、県立学校・市町村教育委員会へ通知するとともに、体罰に係る実態調査を実施する予定です。また、文部科学省からの体罰に係る実態把握調査の依頼と併せ、教職員課長よりご報告いたします。」

○教職員課長「大阪市の市立高校において、体罰に係る重大な事案が発生したことに鑑みまして、1月11日付けで、体罰についての通知を市町村教育委員会教育長、県立学校長に送付したところです。内容については『綱紀の肅正』の通知等により、体罰の絶無に向けて、繰り返し注意喚起を行っているところでありますが、改めて、各人が常に教育公務員としての職責の重大さを自覚するよう、周知の徹底をお願いすること。それと、体罰は、教育の様々な場所のどこでも起こりえること、明らかに学校教育法により禁じられている行為であることを認識されたいこと、さらに、児童生徒への指導のあり方を点検し、体罰やそれと疑われる行為の絶無を期し、いかなる場合においても児童生徒の人権を侵害することの無いよう再度徹底されたいこと、それと体罰に係る実態調査を行うことの通知をいたしました。この通知につきましては、広く県民の方にも知っていただくため、報道発表をさせていただくとともに、当課のホームページでも掲載し

## 議案及び議事内容

ているところ です。

それと、文部科学省からの体罰調査の通知についてですが、1月23日付けで『体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について』の依頼文が発出されています。現在、本県でも体罰の実態調査を実施する旨通知しておりますが、本県の体罰の実態が適正に把握できるようにするとともに、今般、文部科学省からの通知に基づく報告にも対応できるよう、具体の調査方法について現在検討を行っているところです。」

○松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

○佐藤委員「このように事例が起きた場合、全国的に実態調査を実施して、それに対してどのような対応をすべきか検討することになるのでしょうかけれども、対症療法だけでは根本的な解決にはならないと思います。体罰の事象に関しては厳正に処置すべきは大切ですが、短期的にはそのようになるのでしょうかけれども、長期的に見るとこれは人間性の問題でもあると思います。いじめもよく似たことになるかもしれませんが、対症療法だけでなく根本から絶つような、先生方に対する指導や人間性の育成、生徒たちの人間性を高めるといった、時間が掛かっても教育現場で対応しないとなかなか無くならないように思います。長期的な対応と短期的な対応と両方を実施しないといけないのではないのでしょうか。」

○教職員課長「委員からもありましたように、短期的な実態把握はきわめて大事なことでありますが、ご指摘のとおり長期的、そして根本的にどのように対応すべきかもさらに重要なことですので、併せて引き続き検討していきたいと考えております。」

○教育長「われわれが行っていますのは、事象が起きたときにすぐに対応しなければなりませんので対症療法です。ただ、新聞紙上ではいじめと体罰とが同列で扱われているようですが、私は全く違うと考えています。体罰は明らかに法律で禁止されています。ですから規範はすべて法律の中にあるのにもかかわらず起こっていることです。一方、いじめは法律上の定義が難しいと思います。ある意味社会規範であるように思います。性質は本質的に違うのではないかと思います。体罰については法律で明記され、最高裁判例も出ている中でこの事態です。体罰に対する誤った信奉があるのではないかと思います。ただ難しいのは教員は生徒に対して懲戒することができますが体罰は禁止されているというところです。懲戒と体罰の境界は判例では有形力の行使であったり行為の態様、期間、時間を判断としています。委員ご指摘の根本療法をどのようにするかは、繰り返し体罰は違法行為ということ処分を交え明らかにしていくことと思っています。いじめについては今後、作られようとしている法でどのような定義となるかわかりませんが、できれば根本療法もしやすくなるのではないかと思います。」

○花山院委員「先ほどもあったように、体罰は法律で禁止されている行為です。ただ学校現場ではたいへん頑張っている子どもに圧力を掛けることはないのです。学級がやや崩壊するような不良行動をとる生徒に対してどうしても強い指導をすることがあったりすることもあると思います。クラブの場合は勝利というものがあるので違う次元なのかもしれませんが、調査を実施して体罰を根絶していくのは大事なことです。集団の中においては一番弱い立場におかれている生徒がいじめにあたり、与えられる権利を阻害されたりすることのないように、どのような生徒も平等に権利が守られるように、教員は学習環境を整えなくてはならないことも配慮し、体罰のない現場にしていかななくてはならないと考えます。」

○森本委員「先日、学校訪問させていただいたなかで、現場では教師の方々が真剣に取り組んでいる状況を見せていただきました。そのような良いところは教育委員会として評価していただき応用できる場所は各現場に指導していただくようなことも必要ではないかと思います。日常的に保護者の方とコミュニケーションをとられていた学校もありましたし、生徒と教員とで施設整備の印象的な取組もありましたので、良い事例を示してもらって応用してもらえたらと思います。時間が掛かり、手間も掛かるかわかりませんがよろしくお願ひしたい。」

## 議案及び議事内容

○松村委員長「やはり、時間も手間も掛けていけないと思います。」

○松村委員長「他によろしいでしょうか。報告いただいた内容について承認してよろしいか。」

※ 各委員一致で承認

○松村委員長「報告事項1については承認いたします。」

### その他報告事項

○委員長「この他に報告・連絡事項等をお願いします。」

○教育長「その他報告事項が5件ございます。学校教育課長から2件、生徒指導支援室長、人権・地域教育課長、教育研究所副所長からそれぞれ1件ずつ報告いたします。」

#### 1 平成24年度家庭と学校協働フォーラムについて

○学校教育課長「全国学力・学習状況調査の結果等から明らかとなった本県の子どもたちの課題であります規範意識、学習意欲、社会性、基本的な生活習慣を改善するという目的で、家庭・地域と学校とが協働しながら取組を推進することが大切であるというところで、県では平成22年度から平成24年度までの3年間の取組としまして、家庭、地域と学校との協働のあり方を探る実践的なプロジェクトであります、『見直そう！家庭と学校・協働プロジェクト』を実施しています。

県内5校の小学校をモデル校としまして学校、家庭、地域の3者が協働した取組を実施しています。3年間の成果等をまとめたリーフレットを作成し、公立の小中学校、関係機関に配布いたしました。リーフレットの表紙にはプロジェクトの当初より推進にご協力いただきました奈良教育大学の河崎准教授のことばとともにモデル校で中心的な役割を果たしています実行委員会についてまとめています。2ページ、3ページの見開きには子どもの課題解決に向けた協働のあり方について、実行委員会における協議のあり方のプロセスや今後の実行委員会の発展性についてプロジェクト3年間で得られた知見を示しています。4ページ以降に各モデル校ごとの取組についてその具体や成果を示しています。

奈良市立飛鳥小学校ですが、『子どもの規範意識や社会性の向上を目指して・・・』ということで、主にあいさつ運動や地域との連携による『飛鳥フェスティバル』の開催、新聞を教育に生かす取組を推進していただきました。宇陀市立榛原西小学校では、『子どもの規範意識や生活習慣の向上を目指して・・・』ということで、『ノーテレビ・ノーゲームデー』『親子ポスター・標語づくり』を実践していただきました。斑鳩町立斑鳩小学校では、『子どもの体力向上を目指して・・・』をテーマとして、外遊びチャレンジ運動、ぞうきんがけ選手権等に取り組んでいただきました。広陵町立広陵東小学校では、『子どもの生活習慣や学習習慣の向上を目指して・・・』ということで、ノーテレビデーと毎月10日は親子で読書リレーをするという『家読（うちどく）』という独自の取組をしていただきました。大淀町立大淀希望ヶ丘小学校では、『子どもの学力向上を目指して・・・』ということで、読書タイム、スピーチタイム、言語活動の活性化をテーマとした授業研究等を推進していただきました。

次に協働プロジェクトのモデル校における取組の成果や情報を共有していただくため、昨年度から『家庭と学校協働フォーラム』を開催しています。今年度は1月17日に田原本青垣生涯学習センターで開催し、飛鳥小学校、斑鳩小学校、大淀希望ヶ丘小学校の実践報告をしていただきました。モデル校5校のうち3校を今年度、榛原西小学校、広陵東小学校は昨年度のフォーラムで報告していただいています。飛鳥小学校からは規範意識の向上、斑鳩小学校からは体力の向上、大淀希望ヶ丘小学校からは学力の向上をそれぞれ目指して取り組んだ3年間の実践報告をしていただき、フロアの参加者からも多くのご意見をいただきました。最後に、奈良教育大学の河崎准教授からは、『家庭・地域のかで広げる学校教育の可能性』と題して、御講演をいただきました。」

## 議案及び議事内容

### 2 平成24年度奈良県学力向上フォーラムについて

○学校教育課長「平成24年度の奈良県学力向上フォーラムですが、2月7日に教育研究所にて実施いたします。このフォーラムは全国学力・学習状況調査における本県の状況と課題を踏まえ、その改善の方向性と学力向上実践研究推進校である小学校4校の研究成果について周知を図るもので、実践発表及び協議、講演等を実施して学校教育の質の向上を図るもので、平成20年度より毎年開催しています。本年度のフォーラムでは、全国学力・学習状況調査の活用状況と課題解決への道筋について当課から説明させていただき、学力向上実践研究推進校による実践発表として、御所市立秋津小学校、十津川村立西川第二小学校から実践発表していただきます。最後に奈良教育大学重松敬一教授をコーディネーターとして、『学力向上を目指した実践』をテーマに協議を行う予定をしております。」

### 3 「第14回小・中・高校生の未来を考える集会」の実施について

○生徒指導支援室長「平成25年2月2日土曜日の午後に奈良県立教育研究所において集会を開催させていただきます。この集会の主催は、奈良県児童生徒の規範意識向上推進連絡会で、この組織は昨年9月に発足いたしました。生徒指導担当教員で組織しています小学校生徒指導研究会、中学校生徒指導研究会、高等学校の生徒指導研究協議会3つの生徒指導を担当する教員で構成しています連絡会です。この連絡会が中心となって奈良県、県教委、県警察が連携をしながら生徒指導上の諸問題を共通理解し系統的な指導を通して、児童・生徒の健全育成のために開催するものです。この集会のテーマは『いのちを輝かそう』です。そのテーマを啓発するためにこのたび県内の小・中・高校生から啓発標語とポスター原画を募集いたしました。この会場で啓発標語、ポスターの入賞者の表彰をしたいと思います。今回、標語の部では『繋げよう命のたすき未来へ』これは二階堂高等学校の生徒から提案されました。またポスター原画は地域の中でのごやかな会話をしている状況を描いた香芝市立香芝東中学校の2年の生徒が応募してくれました。」

### 4 奈良県地域教育力サミット第1部会オープンセミナーの開催概要について

○人権・地域教育課長「サミット第1部会のオープンセミナーを、1月9日水曜日、午前9時45分から正午までの間、大和高田市の奈良県産業会館の大ホールで開催いたしました。このオープンセミナーは、『「学校コミュニティの推進」～今、求められるパートナーシップ』をテーマに開催し、市町村教育委員会教育長、学校長、教育委員会関係者等、370名の参加がありました。開会にあたり、学校コミュニティの推進に関するプレゼンテーションを行い、県教育委員会が進めている地域と共にある学校づくりについて説明を行いました。

開会行事での教育長のごあいさつの後、文部科学省初等中等教育局コミュニティ・スクール推進員の高木和久氏による講演を行いました。当時、校長として勤務されていた小学校で、コミュニティ・スクールの指定を受けることにより、学校と地域が協働して子どもを育てることを目指したご経験や全国の取組を基にして、取り組むべき方向を示していただきました。

続いて、奈良教育大学教職大学院の松川教授にコーディネーターをお願いし、講演者である高木氏、県PTA協議会の出口会長、推進モデル校の2名の校長によるパネルディスカッションを行いました。地域と共にある学校づくりを進めるにあたり、教職員や地域の意識がかわってきたこと、PTAとして奈良モデルの取組に協力していきたいということ、学校が地域と協働する取組を進める上で留意する点等について確認しあうとともに、この取組が子どもたちの規範意識や社会性の向上につながることを参加者で共有することができました。

最後に、松村教育委員長より第1部会長として閉会のごあいさつをいただき、県教育委員会として市町村教育委員会及び学校とともに、地域と共にある学校づくりを進めることを参加者にお伝えいただきました。」

### 5 「おやこで花マル！プロジェクト」調査事業結果報告について

○教育研究所副所長「この調査の目的ですが、奈良県の子どもの姿として、規範意識や生活習慣に課題があるという実態があります。その背景の一つとして、家庭でのコミュニケーションが少なく、家庭でのしつけや教育力が低下していることがあるのではないかと考え、家庭内でのコミュニケーションをより豊かにするためのきっかけづくりとして『おやこで花マル！プロジェクト』を実施することで、家庭における親と子の関わり方に対する意識への影響について調査

## 議 案 及 び 議 事 内 容

し、今後の家庭の教育力の向上に役立てることを目的とした調査事業です。

調査の内容ですが、小学1年生とその保護者が、親子で一緒に取り組めることを、夏期休業期間を中心にして各家庭で実施し、その効果を検証するため、保護者を対象として、夏期休業前の7月に事前アンケート調査を、夏期休業後の9月に事後アンケート調査を行いました。

調査実施対象は、県内小学校17校の小学1年生の保護者1,074人が対象です。調査結果の分析につきまして、まず、奈良県の保護者の意識として、子どもとコミュニケーションをとることは大切だと感じているが、十分にはコミュニケーションがとれていないという現状があります。7月に実施しました事前アンケートの結果では、『子どもとコミュニケーションをとることはとても大切である』という回答が90%となっております。しかし、一方、『子どもとのコミュニケーションは十分足りている』と回答した家庭の割合は、普段の日で11%、休みの日でも26%となっております。

次に、プロジェクトの効果についてですが、本プロジェクトを実施した結果、『家庭におけるコミュニケーションの改善』、『保護者の意識の変容』、『子どもの生活習慣の改善や規範意識の向上』という点で、一定の効果が見られました。

具体的には、まず『家庭におけるコミュニケーションの改善』についてですが、本プロジェクト期間中、『子どもとのコミュニケーションは十分にとれた』と回答する家庭が41%と、先ほどご説明しました事前調査の普段の日、また休みの日と比較しましても、増加しております。また、事前と事後を比較しますと、普段の日では、子どもと向き合う時間が30分未満の家庭の割合が半減し、2時間以上の時間をとる家庭の割合が増加しております。休みの日におきましても、同様の傾向が見られます。

次に『保護者の意識の変容』についてですが、『子どもとコミュニケーションをとることは大切なことだと思うか』という問いに対して『とても大切である』と回答した保護者の割合が事前アンケートと比べて2%とわずかではありますが高くなっています。『一緒にいる時間をつくるのが大変だった』と感じている保護者の割合は高いが、取組を行うことによって『子どもの知らない一面を知ることができた』や『親子の関わり方を見直す機会となった』と考えている保護者が『強くそう思う』『まあそう思う』を加えますと、それぞれ約40%、30%となっており『保護者の意識の変容』についても一定の効果が見られたと考えます。

最後の『子どもの生活習慣の改善や規範意識の向上』については、各家庭で実施いただいた取組をまとめておりますが、『いっしょにごはんを作って食べよう』、『夏のおおそうじ』などのような、日常生活の一部を取り入れた活動が多くなっています。これらの取組の結果、保護者が子どもの様子に変化が見られたと回答した取組は73%であり、その変化の内容としては、『手伝い』や『早寝・早起き』『部屋の片付け』など、生活習慣に関わる子どもの変化が見られたという回答が多くなっています。

『おやこで花マル！プロジェクト』では、取組を行う上での約束事を事前に家庭で決めて実施いただきましたが、この約束ごとを子どもが守ろうとしていたと肯定的に捉えている保護者が約90%と高い割合となっております。また、この取組を行うことによって、子どもは約束を守ろうとするようになったと肯定的に捉えている保護者の割合も約80%となっております。

親子が一緒になって活動し、コミュニケーションを豊かにすることが、このような小学1年生という時期における子どもの生活習慣の改善や規範意識の向上につながりますことは、理論としても、トラビス・ハーシーの社会的絆理論やローレンス・コールバーグの道徳性発達理論などが、その理論的な裏付けになるのではないかと考えています。以上のプロジェクトの効果を踏まえ、今後の施策や事業への提案としまして、3点を挙げております。

まず、家庭の教育力の向上につながる取組は本来であれば、家庭の中で自然発生的に生まれるのが理想ではありますが、県内の各家庭の状況も鑑みながら、今回のプロジェクトのような、意識では必要であると感じながらも、行動として一歩前に踏み出すことができない保護者の背中を後押しするような機会をつくることにつながる事業が今後も必要と考えます。

次に、今回のプロジェクトで各家庭が選択された取組の実態から、子どもとのコミュニケーションが十分にとれる、日常生活の一場面に焦点を当てた、『いっしょにごはん』や『夏のおおそうじ』のような『お手伝いの要素』が盛り込まれた取組を実施することが効果的ではないかと考えます。さらに、保護者との約束を守るという一面が含まれた取組を実施することが、子どもの規範意識の向上につながると考える次第です。」



## 議 案 及 び 議 事 内 容

○松村委員長「報告のありました5件のその他報告事項について、ご意見、ご質問はございませんか。」

○佐藤委員「この『おやこで花マル！プロジェクト』の取組はたいへんおもしろい取組だと思います。特に保護者を巻き込んで実施しているところがたいへんおもしろいです。毎年継続的に実施していただいたら広がりが出てくるのではないかと思います。」

○教育研究所副所長「調査事業ということで研究の一環として実施いたしました。今後は家庭での何らかの取組をしていくような事業展開を進められたらと考えています。」

○松村委員長「他にございませんか。よろしいでしょうか。」

※ 各委員了承

○委員長「その他報告事項については了承いたします。」

○委員長「本日の議案はすべて終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

○委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」